研究成果の集合体」(p. 286) にすぎず、著者の分析の中には、情報を集めただけと思われるような箇所が、随所にみられる。

著者は文献レビューの中で汚職の測定方法についてまとめているが、多くのこれらの記述がそれぞれの指標の単なる説明に終始していることは、今後の研究の課題といえるであろう。たとえば、市民の報告をベースとした指標でも、隠れた汚職を計測できないといった欠陥があることがこれまでの研究により明らかにされている [Sequeira 2012]. しかし、本書にはこうした記述はなされていない。これらの異なる指標をどのように補完的に活用し本研究を進展させていくかが、反汚職に関わる研究者の今後の課題であろう。

これらのレビューの問題に加えて, 理論的 な分析が、最新の研究を十分に反映したもの にはなっていないことも指摘したい. 著者 が汚職削減のために主張している多くの事 柄、たとえば政治的意志・専門性・資金など (p. 274 ほか参照) は、前述のプリンシパル =エイジェント理論が提言している内容に近 いものである. しかしながら, この理論は, 近年の研究では批判的に検証されている. た とえば,公式な制度 (formal institution) だ けではなく、家族・民族・派閥等の非公式な 制度 (informal institution) による反汚職対 策の有効性に対する影響についての研究 [た とえばHellmann 2017を参照] が近年行なわ れている. こうした理論もふまえ研究を行な うと, さらに深い分析を行なうことができる のではないかと感じる. これらの課題につい ては, 今後の著者及び他の研究者によるさら なる多分野からの調査・研究がなされること を願いたい.

ここまで、本稿では、小山田英治氏による新刊本の内容及び批判的検討を行なってきた。本稿の後半で検討したように本書は課題も含んではいるが、これらは本書の価値を決して損ねるものではない。著者が政治学・法学・経済学・開発学と幅広い研究者に読んでもらいたいと願っているように(p. 14)、汚職に関して専門的に研究していない研究者にも、是非一度手に取ってほしい一冊である。

引 用 文 献

Hellmann, O. 2017. The Historical Origins of Corruption in the Developing World: A Comparative Analysis of East Asia, Crime, Law and Social Change 68(1-2): 145–165.

Sequeira, S. 2012. Advances in Measuring Corruption in the Field. In R. M. Isaac and D. A. Norton eds., New Advances in Experimental Research on Corruption. Bingley, UK: Emerald Group Publishing, pp. 145–175.

小川道大. 『帝国後のインドー近世的発展のなかの植民地化』名古屋大学出版会, 2019年, 448 p.

長尾明日香*

本書は、戦後、深沢宏から小谷汪之へと継承され、発展した本邦におけるマラーター王国、マラーター同盟(以下、「マラーター勢力」)研究の後継者による待望の処女作であ

^{*} 大阪市立大学大学院文学研究科都市文化研究セン ター

る。著者、小川道大は出版時38歳と若手だ が、本書は小川がプネー大学留学中(2007 ~12年), およびその後に収集したマラー ティー語公文書を基礎とした労作である. 小 川が同大学に提出した博士論文および既出7 論文を整理,発展させたものであり,その焦 点は(現インド・マハーラーシュトラ州)プ ネー市東南東150キロほどに位置した農村 地帯、インダプール郡(パルガナ)における マラーター同盟の統治機構、特にカマヴィス ダールやジャーギールダール(「ジャーギー ル保持者」),郷主,郷主代理という,国家と 在地社会との間に位置した「中間層」に当て られている. しかし本書は地方史ではなく, 政治史,外交史,統治機構,徴税・司法・治 安維持・軍事等の諸制度、ローカルなレベル における政府金融、流通ネットワーク等の幅 広いテーマを扱っており, 高度な学術的独創 性と論旨の一貫性, トピックの多様性, 入門 書としての配慮を兼ね備えた稀有な一冊であ る. インド近世・近代史分野における新たな 必読書の出版を喜びたい.

本書は三部構成である。第一部はマラーター勢力時代,第二部はイギリス東インド会社(以下「EIC」)領拡大期,第三部は植民地化後を主に扱っている。

全体を貫くテーマは、中世(ムスリム政権 支配期)から植民地期初期までの統治制度 等の継続性と変容(「後継国家」としてのマ ラーター勢力)、かつて「暗黒時代」と称さ れた18世紀における経済システム、および マラーター同盟の地方支配における中央集権 化とその推移といえよう。これら全体を小川 は,近年,インド史学界で活発に議論される,18世紀再評価論(「18世紀問題」)と同様の問題関心に基づくものとする.

以下,章ごとに本書の内容を概観する.ただし本書は各章において広範なトピックに触れており,以下,記述する以外にも多くの議論が展開されていることを付記する.

第一章はシヴァージー没後のマラーター 勢力の政治・軍事史であり, 王位継承権戦 争や, バージーラーオ1世(在位1720~40 年), バーラージー・バージーラオー(在位 1740~61年) 両宰相期における勢力拡大戦 争, その背景にあった政治的状況等を詳述す る. 初期のマラーター勢力にとり対ムガル朝 関係は重要であり, 初代宰相バーラージー・ ヴィシュワナートは、ムガル朝との交渉で成 果を上げ、強力な政治的実権を獲得した。 政 治的実権の多くを失った王家(ムガル朝皇室 やマラーター王家) の象徴的権力が維持され る「権力の二重構造」が、18世紀インドに おける政治権力の特徴だったと小川は指摘す る. また同章は、S・ゴードンによるマール ワー研究で著名な、マラーター勢力による、 比較的少数の騎兵による農村部掠奪から始ま る四段階の軍事征服パターンを詳述する.

第二章は、パーニーパットの戦い(1761年)後のインダプール郡における徴税、刑事・民事司法、治安維持、軍事、社会的慣行等、諸分野における中央政府や武官、カマヴィスダール、郷主の分業関係を詳細に描く、宰相政府が郡に派遣する文官、カマヴィスダールは多様な権限を有していたが、村落社会への彼の介入能力は、在地の下級役人の

独立性等により制限されていた。また小川は、断定を避けながらも、カマヴィスダールが「ポートフォリオ資本家」的性質を有していたと論ずる.

第三章は同郡におけるジャーギール制の実態を描く.ジャーギールダールを選定するのは中央政府だったが、具体的にどの村をジャーギール村として当該ジャーギールダールに付与するかを決定するのはカマヴィスダールだった.ジャーギール村付与の際、カマヴィスダールは、具体的税目や村名を明記した「軍事規約」をジャーギールダールに発行しており、村落社会にジャーギールダールが無制限に介入できない仕組みが整えられていた.

第四章は、徴税記録をもとに、同郡の村落 社会を分析する。深沢や小谷の研究により本 邦でもなじみ深いバルテー職人等、職商集団 も描かれる。グジャラート地方出身者が、町 役場やジャーギールダール、住民に対する短 期金融等を通じ、地方財政や徴税に既に関与 していたという指摘は興味深い。

第五章は、17世紀初頭から第二次アングロ・マラーター戦争(1803~05年)に至るインド亜大陸における EIC 領拡大と、インド西部における EIC の行政区であるボンベイ管区とマラーター同盟との間の外交・軍事関係を詳述する。近年、歴史学界において、近世・近代アジア世界とヨーロッパ外交秩序との相互関係への関心が高まっているが、インド諸勢力と EIC との間で締結された軍事保護条約等の条約規定が詳述された本章は参考となろう。

第六章は、1802~03年にプネー州を襲った、ホールカル軍による掠奪や干ばつがインダプール郡に与えた影響を詳述する。同郡は、マラーター勢力の中央部に位置しながら、1763年にもニザーム軍による掠奪を受けていた。小川はこの19世紀初頭の時期を、同郡におけるジャーギール制の縮小期と捉える。

第七章は、同郡の流通ネットワークを, 1811~12年の通関税記録等をもとに解明 する. 近世デカンの農村部は人口密度が低 く, 村落面積が広大だったことで知られる が、86ヵ村からなる同郡に関所が30ほど存 在し、その各々が通関税を徴収したというの は、やや煩雑な印象を受ける. これに関して は、小川が指摘するように、関税が慣習的な 額だったことで負担が軽減されたのかもしれ ない. 通関税徴収は請負制だったが、徴税の 実務は世襲の事務員に委ねられていた. よっ て宰相政府が通関税徴収の実務に関与する余 地は限られていた。一方, 通関では商人の名 前や居住地、課税対象商品、商品の移入元・ 移出先、運搬方法等、多くの情報が収集さ れ,政府により,飢饉の前兆への対応等に活 用されていた. 商業上の紛争に関する司法手 数料も関所で徴収されていた. さらに小川は 同郡における流通ネットワークを複数の手法 で分析する.

第八章は、植民地期初期における統治制度 の再編や、藩王国形成過程等を描く、植民地 化以前におけるマラーター勢力諸侯間の内部 対立は、ボンベイ管区における多数の藩王国 形成に帰結した、同章はパトワルダン家によ る藩王国経営も詳述し、マラーター同盟期の ジャーギール経営と植民地化後の藩王国行政 との間の継続性と差異を指摘する.

最終章である第九章は、ボンベイ管区におけるライヤットワーリー制導入の経緯等を描く. 小川はライヤットワーリー制導入に対し、マラーター同盟期における中間層が抵抗勢力となったとする. 強力な中間層が存在した旧宰相政権領辺境部では同制度の導入は遅れた. 一方、植民地化直前に有力な中間層が姿を消したインダプール郡は、ボンベイ管区において同制度が最初に導入された地域となった. 宰相政府の支配力が強力だったマラーター同盟中央部と、19世紀前半の植民地政府による実効支配の強度との関係を指摘する小川の論は刺激的であり、今後、多分野の研究において検討の基礎となるのではないか.

本書は優れた研究書であるが、研究途上の出版という側面もあると考える。たとえば、本書では、第四・七章を除き、カーストへの言及が比較的少ない。これは名前からカーストを判別することの困難等によるものだが、結果として、マラーター同盟領では多分野においてチットパーワン・バラモンが優位だったという V・D・ディヴェカルの指摘に対する本書の立場がややみえにくい [Divekar 1982: 438–441]。またカマヴィスダールの「ポートフォリオ資本家」的性質や、ティルタンカル・ロイの軍事財政国家論への評価等、本書において研究途上と言及されている重要なトピックは多い。今後、さらなる研究進展に期待したい。

最後に、小川が本書において「18世紀問題」を重視しながら、マラーター勢力軍による掠奪を詳述したことを評価したい。マラーター勢力による掠奪戦争による国土荒廃や政治的不安定化は、18世紀を暗黒時代とみなすかつての歴史観の中核であり、「18世紀問題」関連の研究はその影響を限定的と捉える傾向が強い。しかし軍隊による村落や町の掠奪は、それ自体が戦争史や国際法史等、多分野における学術的関心の対象である。第二次世界大戦中の日本軍における現地徴用が国内外で批判され続けていることを考慮しても、インド史における研究動向を紹介し、さらなる研究発展の糧とすることは有用であろう。

引 用 文 献

Divekar, V. D. 1982. The Emergence of an Indigenous Business Class in Maharashtra in the Eighteenth Century, *Modern Asian Studies* 16(3): 427–443.

Matthew J. Walton. *Buddhism, Politics, and Political Thought in Myanmar*. United Kingdom: Cambridge University Press, 2017, 226 p.

小畑徳光*

2007年9月24日、ヤンゴンの街頭はサフラン色に染められた。ガソリン価格の値上げに端を発した市民による抗議活動は、瞬く間に大規模な反体制運動へと発展した。そのとき銃口の矢面に聳立していたのは、教義的

^{*} 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科